

平成31年 1 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成31年 1 月17日 (木) 午前11時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委 員 (教育長職務代理者)
小 柳	茂 秀	委 員
澤 田	真 弓	委 員
川 邊	幹 男	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	阪 元 美 幸
教育総務部総務課長	夏 目 久 也
教育総務部教育政策課長	島 田 圭
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	山 岸 哲 巳
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	米 持 正 伸
学校教育部支援教育課長	塚 田 美保子
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	志 村 恭 一
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	永 嶋 省 吾
美術館運営課長	菅 野 智
教育研究所長	山 崎 亨

4 傍聴人 2名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に小柳委員を指名した。

- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、12月定例会から本日までの間の所管事項について、報告をさせていただきます。

お手元の教育長報告をご参照いただければと思います。

学校等の関係につきましては、12月8日によこすか子ども科学賞の表彰式、発表会を行わせていただきました。各賞の表彰後に教育長賞、会長賞、優良賞の4名が全部発表をさせていただいたところでございます。

1月15日には、第24回の東関東吹奏楽アンサンブルコンテストに出場される大津中学校の皆さんが市長表敬をされまして、演奏を含めた上での激励をさせていただいたところでございます。1月27日が本番の大会になるかと思っております。

なお、同日、全国中学校創造ものづくり教育フェア全国大会出場の表敬がございました。あなたのお弁当コンクールと創造アイデアロボットコンテストの基礎部門に長井中学校の生徒が出場することとなっております。これも1月26日、27日の両日に大会が開かれることとなっております。

大変恐縮ですが、記載のない項目が1件ございまして、口頭でのご報告をさせていただきます。

12月19日に第6回のいのちの授業大賞の表彰式が行われました。これは命の大切さにつきまして、神奈川県に対しての募集が行われるもので、神奈川県教育委員会が主催をしておりまして。この中で教育委員会賞を鷹取小学校5年生の柿崎宙輝さんが受賞されております。ちょっと記載を漏らしてもらいましたのは、個人応募の形でございましたので、学校関係からの報告ではなく、後ほど連絡をいただいたという状況でございましたが、表彰につきましてご報告をさせていただきます。

行政関係につきましては、12月定例議会が12月14日まで行われまして、債務負担行為等の承認をいただいたところでございます。

12月21日には、青山義雄さんの画集の寄贈がございました。ご遺族でいらっしゃる青山太郎氏が2冊セットの画集を作成いたしまして、市内各学校へ75セットの寄贈をいただいたところでございます。

年が明けまして、1月12日になりますが、就労支援のための学習会を総合福祉会館で開催させていただきまして、79名の参加をいただいたところでございます。

1月16日に横須賀市教育フォーラムを開催させていただきました。市立横須賀総合高校のSEAホールを使いまして、教職員の働き方改革についてシンポジウムを行ったところでございます。

なお、先ほど横須賀市の総合教育会議を開催させていただきまして、各委員ご出席のもと、教職員の働き方改革並びにルートミュージアム構想等につきまして、市長と意見交換をさせていただいたところであります。その他は記載の各展示が開催されております。まだ開催期間中のものもございますので、できましたら足をお運びいただければと思っております。

(質問なし)

日程第1 議案第1号『横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

それでは、議案第1号『横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則中改正について』説明いたします。

今回お諮りする改正点は大きく2点ございます。1点目は、指導要録の改正と、2点目は休業日の改正です。

まず、1点目につきましては、2ページ、3ページをご覧ください。

幼稚園教育要領の全部を改正する告示が平成29年3月にあったことから、今回の改定では3ページ左側の縦列の「ねらい(発達を捉える視点)」の文言が一部変わったほかに、3ページ右側の縦列の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を新しく加えました。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において幼児に育みたい資質・能力が実際に育まれている具体的な姿です。幼児の発達の方向を意識して、指導する際に生かすとともに、幼児教育を通じた幼児の成長を幼児教育関係者以外にもわかりやすく伝えるために新たに加えました。

特に各園と小学校の教師が幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手がかり

に、子どもの姿を共有するなど、小学校教育との円滑な接続を図るために活用されることが期待されています。

今回の幼稚園教育要領の改正に伴い、文部科学省から指導要録の改善に係る通知があり、指導要録に記載する事項や様式の参考例が平成30年3月30日に示されたことから、今回の定例会で議案を上程しております。

文部科学省からの通知を受けまして、市立幼稚園、そして子ども育成部や私立幼稚園協会とも情報交換を行い、2ページ、3ページの案のとおり改正を行いたいと考えております。

続いて、2点目の休業日の改正についてですが、5ページをお開きください。

平成29年度学期制検討委員会の答申等を参考に休業日を検討した結果、休業日を変更するため、第3条第1項第3号の秋季休業日に関する条文を削除します。

6ページ以降10ページまではこの改正にあわせまして、所要の条文整理を行ったものです。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第1号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第2号『横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

それでは、議案第2号『横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正について』説明いたします。

議案第2号でお諮りする改正点は大きく2点ございます。1点目は休業日の変更、2点目は指導要録に関する様式等の改正です。

1ページから3ページまでが改正の説明文ですが、ここで補足説明として、最初に休業日の変更に係る改正について、この改正に至るまでの経緯を説明させていただきます。

小・中学校の管理運営規則の休業日の変更については、平成28年10月1日に条例により設置された学期制検討委員会の答申に基づき、秋季休業日の2日間を夏季休業日に戻し、その上で子どもと向き合う環境づくりの一環として、そ

それぞれの学校ごとに長期休業中に設定していた6日間の授業日、授業日数増加日について、夏季休業中に4日間、冬季休業中に2日間を授業日とすることで、市立小・中学校全体の休業日を同一とするという取り組みを行ってきました。

具体的には、平成30年度現在において、夏季休業日は7月21日から8月29日でございます。秋季休業日は10月の第2週の月曜日、この日は体育の日ですが、その体育の日の翌日と翌々日の2日間を秋季休業日とする。そして、冬季休業日ですが、12月25日から1月7日としております。そして、各学校ごとに授業日数増加の取り組みとして、長期休業期間から6日間を授業日としておりました。

そこで、学期制検討委員会の答申に基づき、この秋季休業日2日を廃止して、その分を夏季休業日に移す取り組みを行います。

実際には、夏季休業日が7月21日から8月31日まで、冬季休業日が12月25日から1月7日ということになりますが、その上で授業日数増加の取り組みである子どもと向き合う環境づくりの一環として、各学校が長期休業中に設定していた6日間の授業日数増加日について、市立小・中学校全体で同一日、これは夏季休業中に4日間、そして冬季休業中に2日間とすることとしました。

結論として、この改正を行った後には夏季休業日は議案の4ページにありますとおり、7月21日から8月27日、そして冬季休業日は12月26日から1月6日というふうに変更になっていきます。ここまでが補足説明でございます。

この平成25年度から学校ごとに長期休業等における授業日増加の取り組みを実施してまいりましたが、平成29年度、学期制検討委員会の答申等を参考に休業日を検討した結果、ここにお示ししましたとおり、第3条第1項第2号の夏季休業日及び第3号の冬季休業日に関する条文を改正するとともに、第3号の秋季休業日に関する条文を削除いたします。以上が1点目の休業日変更についてです。

続きまして、2点目の指導要録の様式変更については、新しい学習指導要領の道徳の教科化に伴い、7ページ、8ページの案にありますとおり、特別の教科、道徳の評価記載欄を設けるものです。小学校については、昨年度改正しておりますので、今回は中学校についての改正となります。

また、6ページにお戻りいただいて、今回の改正の機会に合わせ、第7号様式、校外（内）行事実施承認願・届出書の中の学年欄に学級数を記載する項目を加えました。この理由は、学級数掛ける1.5プラス2名の引率教員を配置しなければならないという市の規定がございますので、その規定に合っているかどうかを確認するために、ここに学級数を記載していただくこととしました。

その他所要の条文整理を以下に行っております。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

(小柳委員)

今ご説明いただきましたこの休業日の変更の中で、夏季休業中に4日間、冬季休業中に2日間、同一日を授業日数増加日として市が指定するということですけれども、これはいつごろ具体的に発表されるのでしょうか。

(教育指導課長)

この改正をご審議いただき、決定いたしましたら、できるだけ速やかに学校のほうに周知していくということにしたいと思っております。

(小柳委員)

それからもう一点、先ほどこの届出書の第7号様式の変更で、授業数掛ける1.5プラス2名の教員をつけなければいけないというところで、掛ける1.5とやると、人間が何か小数点になるんですけど、これ切り上げなんですか、切り下げなんですか。

(教育指導課長)

基本的には切り上げで行っております。

(新倉教育長)

可及的速やかに、これは施行は4月1日ということでよろしいんですか。

(教育指導課長)

施行については、4月1日ということで行ってまいります。

(新倉教育長)

しかしながら、この決定を受け次第、各学校には早急に通知をし、4月1日から対応がとれるようにするという意味でのお答えでよかったですでしょうか。

(教育指導課長)

そのとおりでございます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第2号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第3 議案第3号『横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

それでは、議案第3号『横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正について』説明いたします。

議案第3号では、議案第1号、2号でお諮りしたのと同様に、休業日の変更に伴う規則改正でございます。

2ページをご覧ください。

第3条第1項第2号の夏季休業日及び第4号の冬季休業日に関する条文を改正するとともに、第3号の秋季休業日に関する条文を削除します。あわせまして、所要の条文整理を行うものです。

説明は以上でございます。ご審議お願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第3号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第4 議案第4号『横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

それでは、議案第4号『横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中改正について』説明いたします。

第4号議案につきましては、第1号の幼稚園教育要領の改正に伴う指導要録の様式変更、また第2号の道徳の教科化に伴う指導要録の様式変更と同様に、新しい様式に改めるものでございます。

2ページから4ページまでが特別支援学校の幼稚部に係る新しい様式でございます。そして、5ページが道徳の教科化に係る新しい様式でございます。

以下、前年使っていたもの、そして新規の追加項目等についての説明資料をつけてございますので、ご覧ください。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第4号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第5 議案第5号『文化財保護条例施行規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

議案第5号『文化財保護条例施行規則中改正について』ご説明をいたします。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することになり、委員長の職が廃止されたことに伴い、文化財保護条例施行規則に規定する様式の一部について所要の改正を行おうとするものでございます。

具体的な改正内容は、議案の2ページをご覧ください。

朱書きでお示ししてございます。規則に規定いたしております申請書などの様式の中の宛先につきまして、「横須賀市教育委員会委員長殿」となっている部分を「(あて先)横須賀市教育委員会教育長」に改めることと、全庁統一のルールとして、様式の枠の外の用紙サイズ指定の表記を削除するものでございます。

施行日は平成31年2月1日としております。

以上で議案第5号『文化財保護条例施行規則中改正について』の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(新倉教育長)

私から補足をさせていただきますと、大変申しわけございません、様式変更が漏れてしまっていた案件になるかと思っております。速やかな訂正ができませんでしたことをまずおわびさせていただきたいと思っております。

ただいま生涯学習課長の説明を含めまして、ご質問がございましたらよろしくお願いをいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第5号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第6 議案第6号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員手当等支給規則中改正）』

教育長 議題とすることを宣言

（教職員課長）

それでは、議案第6号についてご説明いたします。

こちらの教育長の臨時代理による事務の承認については、市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期つき教育職員の給与等に関する条例中改正議案が12月定例議会で可決されたことに伴い、教育職員手当等支給規則を改正することを教育長の臨時代理により執行したことを教育委員会に改めて議案として提出し、承認いただくものでございます。

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期つき教育職員の給与等に関する条例の改正と、それに伴う教育職員手当等支給規則の改正について、施行日を同日とするため、改正条例の公布日である平成30年12月19日付で規則改正を行いたく、教育長の臨時代理とさせていただきました。

続きまして、改正内容についてご説明いたします。

教育職員の給料月額が引き上げ、改定されたことにより、給料月額を基礎として算定する手当についても、その支給額の調整が必要となるため、改正を行うものでございます。具体的には、教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額について、額を改定するものでございます。

教育調整額とは、総括教諭以下の教育職員に給料月額の4%を支給するもので、教頭以上には支給されておられません。そのため、総括教諭から教頭へ昇任した際、それまで支給されていた4%が加算されないために、受ける給与額が昇任前より下がってしまうことのないように、教育調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額を教頭に支給することで調整を図っており、給料月額が改定された際は、あわせてその額を再調整しているため、改正するものでございます。

なお、この改正後の規則は公布の日、平成30年12月19日から施行し、平成30年4月1日にさかのぼって運用いたします。

以上で議案第6号の説明を終えさせていただきます。

質問・討論なく、採決の結果、議案第6号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『平成31年度入学生中学校の学校選択制における申込み結果について』

（教育政策課長）

平成31年度に中学校へ入学する児童を対象とした学校選択制の申し込み結果についてご報告いたします。

学校選択制は、平成15年度入学生から中央ブロックで、平成16年度入学生から中央及び衣笠ブロックで試行し、平成17年度入学生から全市で実施しております。今回は全市に導入してから15年目の実施となります。

平成31年度は対象者3,321人のうち363人、約10.9%の児童が他学区の中学校を選択いたしました。各学校別の申し込み結果は、ご覧の表のとおりとなっております。

今回、受け入れ枠を超えた学校はありませんでしたので、希望者全員を受け入れることといたしました。したがって、抽せんは行いませんでした。

裏面の参考資料をご覧ください。こちらは平成28年度入学生から31年度入学までの申し込み結果の推移を載せております。

以上で平成31年度入学生学校選択制の申し込み結果についての報告を終わります。

（小柳委員）

この中で、受け入れ枠の数を見ますと、ゼロというところが3校ほどあります。これは既に教室等がいっぱいで、受け入れられないという物理的な理由なのかなとは推測するんですが、それ以外にもし理由があれば教えていただけますでしょうか。

（教育政策課長）

今、委員おっしゃったとおり、学校の受け入れのいわゆるキャパシティでございまして、中学校で生徒数が多いところについては、これ以上教室に入り切れないため、受け入れ枠ゼロということなんです。特に追浜につきましては今回ゼロなのですが、小学生を含め、マンション開発などで児童数・生徒数が増えておりますので、今回ゼロということでございます。

（小柳委員）

それは理解するんですけれども、そうすると例えば平成31年度の追浜中学校

ですと他学校への欄で人数減で18人減っている。ほかのところも何人か減って
いっている。この減った分は入れるという理屈にはならないのでしょうか。

(教育政策課長)

募集に当たりまして、その受け入れ枠、主には1クラス分の40人ということ
で受けております。一部30人というところもございしますが、そういったところ
で増減等を予想して、減になる場合もあるかと思いますが、万が一増えてしま
うと入れないということがあります。事前に周知してご希望していただくため、
最初に枠を設定せざるを得ない状況です。学校の予測から見て、プラスになる
のは厳しいかなという学校については、受け入れが難しいというような状況で
ございます。

(小柳委員)

この制度自体、今回の改正がありますので、今深く議論してもというところ
はありますが、最初から何かゼロと言ってしまうと、ちょっと冷たいというか、
そんな感じがあるので、若干名とか、何かそういう言葉であってもよかったの
かなという気は少しいたします。

(教育政策課長)

今ご意見いただきましたが、来年度の募集までで選択制が終了になりますの
で、あと1年度、これまでと同じような形で進めさせていただきたいと考えて
おります。

報告事項(2)『平成30年度横須賀市児童生徒体力・運動能力・運動習慣等 調査報告について』

(保健体育課長)

それでは、報告事項2『平成30年度横須賀市児童生徒体力・運動能力・運動
習慣等調査報告について』説明をいたします。

本日お配りをいたしました説明資料をご覧ください。

初めに、1ページをご覧ください。

この調査は、本市児童・生徒の実態を把握し、健康体力向上推進に関する施
策や各学校の取り組みの工夫、改善に役立てるため、平成27年度から本市独自
調査として、小学校3年生から中学校3年生までを対象とした悉皆調査として
実施をしております。

次に、結果の概要について説明をいたします。

2ページをご覧ください。

これは実技調査である新体力テストの結果を全国平均値、神奈川県平均値と比較した資料になります。

なお、全国規模で悉皆調査が行われているのは、小学校5年生と中学校2年生のみですので、ここではこの2学年のみの状況を示しております。また、本市の平均値が全国平均値を上回ったところにピンク色で編みかけをしております。

種目や学年別によってやや状況は異なりますが、これら実技調査の結果は、調査開始以降、多くの学年において緩やかながらも確実に上昇しており、本年度の結果を総合すると、全国平均値にはやや劣るものの、ほぼ同水準であると言えます。

次に、3ページをご覧ください。

これは体力合計点を年齢別の基準表に照らし、AからEまでの5段階で判定される総合評価の状況について、調査開始から経年変化を示した資料になります。

2ページの資料同様に、ここでは2学年のみの状況を示しましたが、多くの学年で上位層であるA、Bの割合がふえ、下位層であるD、Eの割合が減少しており、体力合計点の上昇とともに、改善されつつある様子がわかります。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。

これは事前に送付いたしました報告書のトピックになります。報告書はこれまでに蓄積されたデータや経年変化などから、本市児童・生徒の傾向について、スポーツ庁が実施している全国調査の報告書を参考にまとめました。ここではこのトピックをご覧くださいながら説明をさせていただきます。

初めに、4ページ上段の総合評価の経年変化をご覧ください。

先ほど総合評価の状況は全体的には改善傾向が見られる状況であると申し上げましたが、資料に示したとおり、小学校3年生ではやや様子が異なります。実は学力・学習状況調査の結果においても、小学校3年生の正答率がほかの学年と比較して劣ることが報告されています。

要因についてはさまざまなことが考えられますが、今後小学校には特に低学年への健康、体育に関する指導や体育の授業について検証をお願いしてまいります。

なお、総合評価の状況の詳細は報告書24から27ページをご覧ください。

次に、4ページ下段、1週間の総運動時間の分布とその内訳をご覧ください。

全国的な課題として挙げられている積極的に運動する子どもとそうでない子どものいわゆる二極化傾向は本市においても顕著にあらわれております。資料

では、体育の授業以外の1週間の運動時間の状況について、中学校2年生女子の例を示しましたが、特に女子においては小学校3年生から中学校3年生までの全ての学年で、1週間の総運動時間、60分未満との回答の割合が最も多いという状況でした。

また、さらにその内訳に注目すると、ゼロ分、すなわち体育の授業以外では運動していないと回答する児童・生徒がどの年にも一定数存在することも明らかになりました。これらのことから、子どもたちが運動やスポーツに親しむ機会を充実させる取り組みを推進することも重要ですが、体育の授業内で十分な運動量を確保することの重要性を改めて周知してまいります。

なお、1週間の総運動時間の状況に関する詳細は、報告書30ページから32ページをご覧ください。

次に、5ページ上段、体育・保健体育の授業に対する受け止めをご覧ください。

これまで行われてきた調査、研究から、体育の授業に対する肯定的な受けとめが、運動やスポーツに対する好き、大切などの肯定的な意識と関連し、さらに体力とも関連が深いことがわかっています。

先ほど体力合計点や総合評価については、多くの学年で上昇傾向であることをお伝えしましたが、体育の授業や運動、スポーツに対する児童・生徒の意識に関しては、目立った変化がありません。子どもたちの健康、体力に関する課題を本質的に改善するためには、意識の変容が伴わなければならないと考えます。

資料に示したとおり、特に健康、体力に関する指導の中核となる体育、保健体育の授業に対する受けとめは、コツやポイントがつかめるという点と深くかかわっていることから、わかる、できるが実感できる学習活動を視点として、授業改善に取り組むように求めてまいります。

なお、これらの意識に関する回答状況の詳細は、報告書49から58ページをご覧ください。

最後に、5ページ下段の朝食の摂取状況と体力合計点との関連をご覧ください。

学年や性別によってややばらつきがありますが、毎日朝食を食べている児童・生徒の割合は、小学生でおよそ85%程度、中学生でおよそ80%程度で、調査開始以降、ほぼ同水準で推移しています。

資料に示したとおり、朝食摂取の有無と体力との関連は明らかであり、さらには成長期である子どもたちのエネルギー不足も心配される状況です。今後、学校における食育を一層推進するとともに、学校が主体となって家庭と連携し、生活習慣の改善に向けた啓発に取り組んでまいります。

なお、朝食の摂取状況と体力合計点の関連の詳細は、報告書59ページから60ページ、そして63ページをご覧ください。

保健体育課からは以上でございます。

(澤田委員)

人生100年時代に入りました。健康で過ごすためには運動習慣を続けていくということが大切です。それには小さいときからの取り組みが大事で、それが一生に影響していきます。これらの結果は、地域での取り組みや施策にも関係してくると考えます。引き続き学校、家庭、地域、各方面と連携、協力していく必要を感じました。

それにはこれらの結果を地域や学校、保護者の方々に知っていただくということが必要になります。理解啓発、広報の工夫が大事だと思いますが、現状これはどのように広報しているのか、また今後どのようなことを考えてらっしゃるのか、教えていただければと思います。

(保健体育課長)

明日、この体力づくりの発表大会がございまして、各学校にはそれぞれ周知をします。その後、学校長等にも報告をしますけれども、ホームページ上で今回のこの報告書に関しては、前年度も含めて報告書が掲載されておりますので、掲載されているという周知も各学校で行っていただいているところでございます。

(荒川委員)

4ページの総合評価の経年変化のところ、4年生以上では男女とも微増ではあってもいい傾向にあるということですが、全市的にこの3年生が低いということについては、これは全市の平均であって、学校それぞれではまた違うところもあるのではないかと思います。3年生であってもいい傾向を示しているような学校や、いい取り組みをしているという情報はありますか。

もしそういうことがあれば、ほかの学校にもお示しをして、いい形で、先ほど澤田委員もおっしゃっていましたように、広くお伝えすることにより、この学年、低学年からの体育の部分では有効になるのではないかと思いますので、そのあたりお願いできたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

(保健体育課長)

今、委員ご指摘のとおり、3年生についてはこの悉皆になってからいろいろあるんですけども、3年生の経験不足であったり、教員の児童に対する説明

不足だったりもありますので、研修の充実と、また今回のこの結果についても、先ほどお話ししたとおり、明日の研究発表大会でもこの辺については強調しながら、来年度以降も継続して6学年、また中学校3年生、この9年間を通してしっかりと体力の向上が示せるように周知してまいりたいと思っております。

(新倉教育長)

私から1点確認の表の読み方を教えていただければと思います。

いただいた3ページの部分なんですけど、総合評価の状況が行われていますよね。これは悉皆調査だとすると、例えば男子の小学校5年生の平成28年度の子どもたちが中学校の平成30年度の子どもと一致するという見方でよろしいですか。

(保健体育課長)

種目が違いますので、縦軸と横軸で違いますけれども、その経年で間違いありません。

(新倉教育長)

そうすると、総合評価で、例えば平成28年度、小学校5年生の男子はAが7.8だったのが30年度では7.1でしかない。逆に女子で見ますと、小学校5年生が11.7だったのがAが27.2に伸びている。この辺というのは、発育段階における男女差というのは、明らかに出てくるものというのは傾向的に出るんですか。

(保健体育課長)

ここ数年を見ますと、傾向的には出ております。ただ、種目、また点数の加算の方法も違いますので、一概にはこの数字だけでは判断できない部分はあると思います。

(新倉教育長)

といいますのは、それぞれの子どもたちの発育の状況で、結果的に経年変化を見ていこうというところが同じような競技でないとする、ここで総合評価を出しても、どういう理屈になっちゃうかなというところがあったので、そう考えますと、これだけで見えちゃうと、女子のほうが非常に運動能力が開花するのが早いけど、男子は遅いんだみたいに見えてしまっている、一概にこの表だけで見られたときの分析をしてしまうと、ちょっと問題が生じるのかなと思ったところです。

(保健体育課長)

表記の仕方等、また誤解のないように、十分な説明もしていきたいと思っております。

(川邊委員)

3ページの総合評価ですけれども、私も教育長と同じ疑問を持ったんですけれども、この一番下にある総合評価基準表というのはどこかにあるのでしょうか。

(保健体育課長)

全国、県もこの表を使っております、ございます。また、それがここに表に入っておりませんので、わかりづらい点もあったと思いますので、またそれは委員にもわかりやすく、また送付させていただきたいと思っております。

(理事者報告なし)

(委員質問)

(小柳委員)

議案第2号、先ほど私がちょっと質問させていただいた引率の数のところで、先ほど「基本的には」という前置きがあって、切り上げというようなご説明があったかと思えます。

ということは、例えば生徒の状況とか先生の事情とかを加味して、例外的に切り下げることが可能というように考えてもよろしいでしょうか。

(教育指導課長)

基本的には、教員の引率の数は安全確保が目的ですので、切り下げということは考えられません。その基準よりも上の人数で対応することですので、ですから原則と申し上げましたけれども、下におろす、数を減らすということは考えられません。

(保健体育課長)

先ほどの川邊委員から総合判定基準表についてお話がありましたが、事前にお配りしている最後のページ、111ページに全国での基準表が載っておりますの

で、それをご参考にください。よろしくお願いたします。

6 閉会及び散会の時刻

平成31年 1 月17日（木） 午後 0 時19分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡